

5面の続き

の命令が入れば海水を入れて構わないが、経営者の判断で廃炉にしてしまった時に、株主代表訴訟を受けた時、経営陣が責任を問われてくる。なんとかそれを避けたいというのが彼らの思惑で長引いたと思われる。結局、地域の住民の健康や安全や財産よりも東京電力の利益と経営陣には安泰、それを図るためにずるずるとしてしまっただけの事態だった。

東京電力は企業、会社だからということ判断するにしても、政府、総理大臣は東京電力の財産を守るのが役割ではない、国民の健康や安全を守るのが政府の責任だ。どうい権限があるかは、資料(右)にまとめた。

原子力災害対策特別措置法で総理大臣は経済通産大臣に対しても、東京電力に対しても、命令を下す権限がある。原子炉規正法で必要な措置を講ずることを命令することができる。直ちに海水をぶち込んで、どんなことがあっても燃焼炉の上に水位が来るように、冷却水から核燃料が頭を出すことがないように、やれ、と徹底的に命令を下し、やらせきという権限が元々あったんです。しのごの言わせない。

ところが、大事なときに菅さんは、12日の午前10時14分、自衛隊のヘリコプターを総理官邸に呼んで班目原子力安全委員長を伴って福島の上から視察に行っている。はっきり言って原発はブラックボックス、

原子力災害時の総理大臣の権限	
原子力災害対策本部(内閣総理大臣)は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、主務大臣(経済産業大臣)に対し、規制法第64条第3項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。	(原子力災害対策特別措置法第20条第2項)
原子力災害対策本部(内閣総理大臣)は、原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。	(同法第20条第3項)
経済通産大臣は、原子力事業者等に対し、原子炉施設の使用停止、又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命令することができる。	(原子炉規正法第64条第3項)

<2011/4/26衆議院予算委員会 吉井英勝 要>

ふたを開けて中が見えるようなものでない。権限が理解できてない。何をやればか理解できていなかったと思われる。

班目委員長は3月12日の8時が9時くらいには、経産大臣、総理に深刻な事態になるとお伝えした。本当はもっと早く伝えなければいけないが、一応お伝えした。深刻な事態とはメルトダウン。

福島まで飛んで空白時間を作ってしまった。対策本部長だから対策本部に座わって、どんどん命令を出し続けなければいけなかったが、それをやらずに福島から帰ってきて、3時間後くらいに水素爆発を起こしてしまう。そしてメルトダウンが起こるといこういう事態になってしまった。

そういう点で2つ目の人災と言っているのは、3月11日のあの地震以降の対応が、これが災害を招いた所以で人災だと言わなくてはならない。

編集部注：吉井議員の「東日本大震災と復興に向けた新たなグランドデザイン～原子力・エネルギー政策の転換、復興財源中心に～」の講演内容 福島第一原発事故は人災 原発事故は二重の人災 2000年代以降の原発問題 「工程表」と収束の見通し 海外メディアの関心事の1つ＝「何故、東電は秘密主義？」 東京電力に全面的に責

骨粗しょう症の関係

Q1：骨粗しょう症の患者に対して、フォルテオを自己注射させる場合、在宅自己注射指導管理料の対象となるか。

A1：骨粗しょう症治療薬のテリパラチド製剤(商品名：フォルテオ皮下注キット600μg)は、2010年9月に薬価収載され、在宅自己注射指導管理料の対象薬剤にもなっているため、入院外の患者については、同管理料の算定

対象となる。また、本製剤は注入器一体型のキットのため、注入器用注射針加算は算定可能だが、注入器加算は算定対象とはならない。在宅自己注射指導管理に伴う薬剤としてフォルテオを処方する際は、投薬ではなく、在宅の薬剤として算定する(処方料、調剤料は算定できない)。

Q2：フォルテオは投与期間が24ヶ月間とされているが、途中で中断した場合でも初回投与から24ヶ月経過後は、一切請求できないのか。

A2：添付文書によると、「投与をやむ

を得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与日数の合計が24ヶ月を超えないこと。また、24ヶ月の投与終了後、再度24ヶ月の投与を繰り返さないこと。」とあることから、やむを得ず中断した後に再投与する場合は、投与日数が24ヶ月以内であれば算定可能である。なお、2011年5月にフォルテオ皮下注キット600μgの添付文書が改定され、投与期間がそれまでの18ヶ月間までから24ヶ月間までに変更

されている。

Q3：「フォルテオ皮下注キット600μg」は、内容量が600μg、1回の使用量が20μgであるが、28日用の製剤として薬価収載されている。入院時における薬剤料の算定は1回分使用量であるが、フォルテオ皮下注キット600μgの算定方法はどのようになるか。

A3：フォルテオ皮下注キット600μgは28日用製剤であるため、フォルテオ皮下注キット600μgの薬価を28(日分)で除したものを1日分(1回分)の薬剤料とする。



保険請求などQ&A

歯科点数早見表10月版 歯科開業医会員に配布

鑄造用金銀パラジウム合金等の貴金



歯科点数早見表
ブリッジ保険適用
2011年10月版

10月版の歯科点数早見表

属材料の10月1日価格改定にともなう歯科点数早見表は9月末までに開業医会員に配布となります。追加が必要な場合、1倍が送料込で700円(定価1000円)での販売。必要な場合は協会(電話026-226-0086)へ申し込みください。

原稿募集

医療・社会保障全般、時局問題等での論評や意見、学会報告、書評、趣味、会員院所での活動など幅広く原稿を募集中！原稿等は1面題字左の本紙発行元へ各通信手段でお願いします。掲載分につき図書カード2千円分を贈呈。

前に議長に申し出る。議題を繰上げて議論するかは議長の判断とする。なお事前に文書発言の提出が望ましい。

長野県保険医協会の会員数 9月1日現在1,332人(医科731、歯科601人)

理事会便り

8/18の主な討議と決定等

午後7時30分～9時30分、出席役員：鈴木会長、市川、三田副会長、大石、後藤、花岡、林、矢崎常任理事ほか

報告・承認事項

1.理事会・事務局関係... 7月度の議事要録を確認。電話対応の件で事務局長及び担当三田事務局員より始末書が提出があった。

2.7月～8月の会務報告・承認事項... 組織状況は入会2名、退会3名で7月は1名減。8月11日の保団連国会行動で衆参の羽田秘書と下条議員と面談、議員を通じ4項目署名を提出を報告。保険医年金募集に太陽生命と日本生命が新たに加わる。年金の配当率は2010年度実績では1.299%、9月からの予定利率は1.258%。安曇野市医師会より正式に保険講習会の講師依頼届く。介護保険の県民集会の実行委員会に参加、会員の参加を呼び掛け、医師・歯科医師の立場からフロア発言を行うなどで協力していく。大石・中沢両役員のご尊父逝去に伴い慶弔規定で対応。

3.会計報告... 5月度会計報告を承認

4.新規事務局員採用... 前回理事会の採用決定者より入局辞退の申出があった旨報告があり、新たな募集スケジュール等について了承。入局意思確認や採用通知方法など工夫が必要と意見あり。

5.保険学術委員会(医科)からの報告...

個別指導の動向、指摘事項の検討を行い機関紙や講習会で会員に情報提供する。厚生局要望に関して指摘事項の妥当性は懇談の場で追及する。審査アンケート結果を受け事務局で審査支払機関への要望のたたき台をまとめる。

個別指導対策講習会を9月下旬に県内4カ所、公費負担医療等の手引説明会を10月下旬に県内4カ所で開催する。

6.会館建設の進捗状況... 建設会社からの建築費の見積書が当初予定額と大幅に乖離しているため、組合では8/19の再度の見積書提出を待ち、8/31の臨時協同組合理事会で協議する。新たな見積書の提示と組合理事会での協議を受けて、協会の臨時理事会を9月初旬で日程調整(8/31協会・組合合同開催)。

医療運動の課題

1.医療情勢... 保団連理事会資料を基に事務局より報告あり。

2.新たな署名活動... 保団連で決定した患者請願「患者負担軽減と消費税増税撤回を求める請願」と会員署名「診療報酬と医薬税制についての要望書」を9月以降に取り組む。会員署名については文章に修正の必要がある場合は事務局に寄せる。

3.「医療と生活の再建へ」... 3/11以後の日

本の進路」冊子を会員配布、学習、会員懇談会用に1600部購入。

4.「社会保障・税に関わる番号制度」の運動... リレーシンポジウムは年度内の本県開催はないので来年度対応する。日弁連のリーフを会員配布、学習、会員懇談会用に1600部程度購入する。

5.電子レセプトデータ横流し問題... 理事会声明を準備、発表しマスコミとの懇談なども呼びかける。厚労省に対し要望書を送付、注意喚起だけではなく厳しく対処を求める文章とする。

北信越ブロック会議8/21準備... 運営担当者の確認。原発と一体改革関係の決議(案)を提案する。

30周年記念誌制作について... 記念誌制作委員会の進捗状況を報告、記念誌を発行することを再確認した。

次期保団連理事推薦... 三田保団連理事から退任、市川保団連理事からは継続の意向が示された。ブロックで医科理事が不在となる可能性があるため、ブロック会議の医科分科会で議題とし、認識を深めてもらう。

協会、協同組合の収支予測と事務委託費用の取扱い... 過去に理事会で確認した議事録、資料等について報告。

理事会運営について... 文書発言では発言が一面的になり、議論できないため、議論を要する案件は会議に参加して発言する。退席予定の場合などは事